

# バトントワーリング 学校部門 一般部門 実施規定

## 1. 参加資格

特別出演以外、下記(1)の①, (2), (3), (4), (5), (6)の要件をひとつでも満たしていない場合は、参加不可とする。

(1) 参加資格は、次のいずれかとする。

### 【学校部門】

- ① **2019年9月1日**までに、一般社団法人日本バトン協会の小学校・中学校・高等学校・大学の学校区分に団体加盟登録をしていること。**会員組織規定に準ずる。**  
出場者は学校**団体**の在學生で、**当該**学校団体に**2019年9月1日**までに構成員登録をしていること。 ※大会には団体加盟登録名で参加すること。
- ②宮城県M&B連盟より出演依頼された団体または個人であること。(特別出演)

### 【一般部門】

- ① **2019年9月1日**までに、一般社団法人日本バトン協会の一般区分に、団体加盟登録をしていること。**会員組織規定に準ずる。**  
出場者は**当該**一般団体に**2019年9月1日**までに構成員登録をしていること。  
※大会には団体加盟登録名で参加すること。
- ②宮城県M&B連盟より出演依頼された団体または個人であること。(特別出演)

(2) 出場者は年間を通し、加盟登録している団体の構成員であること。  
※短期メンバー補強は不可とする

(3) 参加団体は、大会実行委員会が指定した期限までに下記(①②③④)の参加手続きを終えていること。

- ①参加申込書の提出、参加費の納入  
団体参加費として1団体8,000円  
(学校部門の小学校、中学校、高等学校の合同は2団体目から3,000円ずつ追加)  
\*ただし、(1)②については参加費を徴収しない。
- ②構成メンバーの登録。(当日の構成メンバーは登録人数以内であること。)  
※構成メンバーとは、当日演技フロアに入場し演技を行う者とする。
- ③音楽著作権に関する書類の提出。
- ④その他、指定した書式の提出。

(4) 大会実行委員として参加団体から1名以上、大会当日の運営協力をする事。

(5) 大会実行委員会が指定した参加団体打ち合わせ会議に出席すること。

※上記の規定の要件を満たさない場合は参加不可とする。

※提出書類に不備があった場合は、事務局より連絡し再提出を求める。

## 2. 構成と編成

### 【学校部門】

#### 小学校の部

##### (1) 構成

- ①単一団体加盟登録の小学校構成
- ②複数の団体加盟登録による合同小学校構成

##### (2) 編成

- ①手具編成は、バトン編成／ポンポン編成
- ②人数は、4名以上

#### 中学校の部

##### (1) 構成

- ①単一団体加盟登録の中学校構成
- ②複数の団体加盟登録による合同中学校構成

##### (2) 編成

- ①手具編成は、バトン編成／ポンポン編成
- ②人数は、4名以上

#### 高等学校の部

##### (1) 構成

- A. 単一団体加盟登録の高等学校構成
- B. 同一学校法人による中等高等学校の団体加盟登録の学校構成
- C. 複数の団体加盟登録による合同高等学校構成

##### (2) 編成＊A・B・C 共通

- ①手具編成は、バトン編成／ポンポン編成
- ②人数は、4名以上

#### 大学の部

##### (1) 構成

- ①単一団体加盟登録による大学構成
- ②複数の団体加盟登録による合同大学構成

##### (2) 編成

- ①手具編成は、バトン編成／ポンポン編成
- ②人数は、4名以上

\* 編成における詳細 \*

### 【学校部門】

#### 主具＜バトン編成＞

小学校の部 中学校の部 高等学校の部 大学の部

1人1本のレギュラーバトンを使用のこと。但し、演技において複数本の使用可。  
器物・特殊効果の使用は不可とする。

#### 主具＜ポンポン編成＞

小学校の部 中学校の部

1人1組（2個）のポンポンを使用し、ポンポン演技を主とした編成、レギュラーバトンの使用可。器物・特殊効果の使用は不可とする。

## 高等学校の部

## 大学の部

1人1組(2個)のポンポンを使用し、ポンポン演技を主とした編成、レギュラーバトンの使用不可。器物・特殊効果の使用は不可とする。

「器物」とは、バトン・ポンポン・手具類・ユニフォーム類のどれにも属さず、作品の演出効果の為に用いる物を総称して器物とする。

「手具」とは、バトン・ポンポンを含め演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いて演技するものを手具とする。

「特殊効果」とは、乾電池を使用しフラッシュ・ストロボ・各種ライト類(ケミカル類含)等の光の効果を用いたもの全てを特殊効果とする。\*特殊効果の使用はできません

## 【一般部門】

### U-12の部

#### (1) 構成

①年齢に区分の無い単一加盟登録の団体で、7才以上12才以下のみの出場メンバーによる団体

\*2020年4月1日までに繰り上がる年齢

#### (2) 編成

①手具編成は、バトン編成/ペップアーツ編成

②人数は4名以上

### U-15の部

#### (1) 構成

①年齢に区分の無い単一加盟登録の団体で、7才以上15才以下のみの出場メンバーによる団体

\*2020年4月1日までに繰り上がる年齢

#### (2) 編成

①手具編成は、バトン編成/ペップアーツ編成

②人数は、4名以上

### U-18の部

#### (1) 構成

①年齢に区分の無い単一加盟登録の団体で、7才以上18才以下のみの出場メンバーによる団体

\*2020年4月1日までに繰り上がる年齢

#### (2) 編成

①手具編成は、バトン編成/ペップアーツ編成

②人数は、4名以上

### OPENの部

#### (1) 構成

①年齢区分の無い単一加盟登録の団体で7才以上の出場メンバーによる団体

\*2020年4月1日までに繰り上がる年齢

#### (2) 編成

①手具編成は、バトン編成/ペップアーツ編成

②人数は、4名以上

\* 編成における詳細 \*

## 【一般部門】

### 主具<バトン編成>

U-12の部 U-15の部 U-18の部 OPENの部

1人1本のレギュラーバトンを使用のこと。但し、演技において複数本の使用可。  
器物・特殊効果の使用は不可とする。

### 主具<ペップアーツ編成>

U-12の部 U-15の部 U-18の部 OPENの部

2種類以上の手具を使用し、ペップアーツ演技を手とした編成。レギュラーバトンの使用可、  
ただし、ペップアーツ演技を主とした編成。器物・特殊効果の使用は不可とする。

「器物」とは、バトン・ポンポン・手具類・ユニフォーム類のどれにも属さず、作品の演出効果の為に用いる物を総称して器物とする。

「手具」とは、演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いて演技するものを手具とする。

「特殊効果」とは、乾電池を使用しフラッシュ・ストロボ・各種ライト類（ケミカル類含）等の光の効果を用いたもの全てを特殊効果とする。\*特殊効果の使用はできません

演技フロアに搬入する器物については、次に示す規格以内の大きさとする。

規格：1m80cm×1m20cm×1m50cm以内の立体。

重量：フロア内を一人で持ち運びできる範囲内

- I 器物を重ねたり接触させたりして並べる場合は、その状態が規格内の大きさであること。
- II フロアに敷く布は器物であるが、制限を設けない。

## 3. 演技

### (1) 演技フロア

- ① 演技フロアは別記の通りとする。
- ② 演技フロアの入場は構成メンバーのみとする。  
\*登録引率者は実行委員会が指定した導線を使用し、演技フロア前方席で待機すること。

### (2) 入退場

- ① 演技フロアへの入場退場は指定した場所より入場し、退場ラインを通過して退場口より退場すること。  
ア. 係員の合図に従い、速やかに入場すること。  
イ. 再入場・追加入場は禁止する。  
ウ. 退場ラインより退場後は、速やかに退場口より退出すること。  
\*正面演技ラインより前方側の使用は原則として禁止する

### (3) 計時

小学校の部 中学校の部 U-12の部 U-15の部

- ① 演技時間は4分以内とする。
- ② 演技時間の計時は、入場の合図をした時点から全ての出場メンバーが退場ラインを通過した時点までとする。
- ③ 審査時間は3分以内とする。但し、過分5秒内は審査時間とする。
- ④ 審査時間の計時は、使用曲の第1音から最終音までとする。  
\*登録引率者が使用曲開始の合図を音響にすること。  
\*審査時間は演技時間内とする。

**高等学校の部****大学の部****U-18の部****OPENの部**

- ① 演技時間は4分30秒以内とする。
- ② 演技時間の計時は、入場の合図をした時点から全ての出場メンバーが退場ラインを通過した時点までとする。
- ③ 審査時間は3分30秒以内とする。但し、過分5秒内は審査時間とする。
- ④ 審査時間の計時は、使用曲の第1音から最終音までとする。  
\*登録引率者が使用曲開始の合図を音響にすること。  
\*審査時間は演技時間内とする。

**(4) 演技用音源**

- ①演技に使用する音源はCDとし、大会参加申し込み時に提出すること。
- ②作動・停止は(3)に基づき実行委員会が行なう。
- ③演技用CDは、音楽著作権使用許諾、及び録音使用許諾を受けたCDを使用すること。
- ④CDには、部門、団体名を入れること。

**(5) 登録引率者**

- ①全参加団体は、登録構成メンバーを補助する引率者を構成メンバー1～10名までは2名設けることができる。構成メンバーが10名増えるごとに1名の追加ができる。引率者シールを配布する。引率者名を指定書式にて申告するものとする。
- ②上記①・②の引率者は、入場時の搬入作業の補助を行うことができる。演技中はフロア正面に設ける引率者席にて待機し、演技終了後は搬出作業の補助を迅速に行うこと。

**4. 著作権に対する申請及び手続き**

- A 大会へ参加される各団体で準備確認、事前申請いただくこと**  
・ご使用になる音源(曲)の著作権について

市販のCD等の音源をMDやカセットテープ、CD-R等に録音して使用する場合は、以下の手順に従い権利者の許諾を得る必要があります。

県大会参加時に、支部大会、全国大会まで一括で許諾を受ける事をお奨めします。許諾料は変わりません。

1. 下記のレコード会社の音源については、団体の責任において一般社団法人日本レコード協会に使用許諾申請を行ってください。

([http://www.riaj.or.jp/all\\_info/rec\\_license/](http://www.riaj.or.jp/all_info/rec_license/))

※下記のレコード会社以外の場合は、従来通り、各社への許諾申請が必要です。

※複数の曲を使用する場合は、使用曲全てに適用されます。

※許諾が下りるまでに日数がかかる場合がありますので注意して下さい。

※日本レコード協会が申請窓口となるレコード会社一覧

(2014年3月現在の情報です。最新の情報は日本レコード協会のWebサイト([http://www.riaj.or.jp/all\\_info/rec\\_license/](http://www.riaj.or.jp/all_info/rec_license/))で確認してください。)

- ◇ 日本コロムビア株式会社
- ◇ ビクターエンタテインメント株式会社
- ◇ キングレコード株式会社
- ◇ 株式会社テイチクエンタテインメント
- ◇ ユニバーサルミュージック合同会社

- ◇ 日本クラウン株式会社
- ◇ 株式会社徳間ジャパンコミュニケーションズ
- ◇ 株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント
- ◇ 株式会社ポニーキャニオン
- ◇ 株式会社ワーナーミュージック・ジャパン
- ◇ 株式会社バップ
- ◇ 株式会社ビーイング
- ◇ エイベックス・マーケティング株式会社
- ◇ 株式会社フォーライフミュージックエンタテイメント
- ◇ 株式会社ヤマハミュージックコミュニケーションズ
- ◇ 株式会社ドリーミュージック
- ◇ 株式会社よしもとアール・アンド・シー
- ◇ NBCユニバーサル・エンターテイメントジャパン合同会社
- ◇ 株式会社エル・ディー・アンド・ケイ
- ◇ 株式会社コナミデジタルエンタテインメント
- ◇ 株式会社スペースシャワーネットワーク
- ◇ 株式会社ハッツ・アンリミテッド
- ◇ 株式会社トイズファクトリー

2. 大会参加においては使用許諾を証明する書類を提出すること。

※日本レコード協会から発行された許諾証のコピーを提出して下さい。

※日本レコード協会以外に許諾申請された場合は版元より出される許諾を証明する書類及び有料の場合は振り込み済みの用紙を添えて提出して下さい。

※大会で使用した演技曲について万が一版元とのトラブルが生じた場合は団体の責任の下に処理して頂きますのでご承知おき下さい。

3. レコード会社の許諾が下りたCD等音源については、別途、作詞家・作曲家等の著作権に関する録音利用料が発生致します。JASRACへの申請は主催者で一括して行いますが、JASRACからの請求金額は使用する団体の自己負担となりますので、ご承知おき下さい。

(利用料の請求書は、大会実施より約1ヶ月後に団体宛に郵送致します。)

**著作権は著作者の死後70年を経ると消滅することが原則ですが**、著作権に関して不明の点は、日本音楽著作権協会(TEL:03-3481-2121)または日本音楽著作権協会仙台支部(TEL:022-264-2266)、一般社団法人日本レコード協会【(TEL:03-5575-1301(代))】にお問い合わせ下さい。

## B 主催者で行なうこと

- ・日本音楽著作権協会に録音利用(複製権)申込書の一括申請。

## 5. 肖像権等

- (1) 国旗、外国旗、国旗に類似した物(衣装を含む)を使用する場合は、敬意を損なわないよう、その扱いに十分注意すること。フラッグ等で使用する際は、原形のままで使用しないこと。
- (2) パネル等の器物に、肖像権の発生する肖像物(絵・写真・ロゴ等)を使用する際は、各団体の責任のもとに使用許諾を得、使用許諾証明書(任意様式)を大会事務局に提出すること。

## 6. 罰則

- (1) 参加不可
  - ① 『1. 参加資格 (1) (2) (3) (4) (5)』 規定に反した場合。  
\*参加資格を失うこともある
- (2) 違反失格
  - ① 『2. 構成と編成』 規定に反した場合。
  - ② 非社会的な行為, 大会主旨に反する行為があった場合。  
\*成績判定・表彰は授与されないものとする
- (3) 警告
  - ① 『1. 参加資格 (5)』 規定に反した場合。
  - ② 『3. 演技』 規定に反した場合。
  - ③ 『7. その他 (1)』 規定に反した場合。
  - ④ 大会実行委員会の指示に従わなかった場合。  
\*上記に該当した団体は, 実行委員長及び審査委員長より警告書を提示する。警告内容により, または2回連続警告を受けた団体は, 次回大会の出場資格を失うこともある。
- (4) 注意
  - ① 他の参加団体に迷惑となる行為のあった場合。
  - ② 演技中に危険な行為のあった場合。
  - ③ 『7. その他』 規定に反した場合。  
\*上記に該当した団体は, 実行委員長より注意書を提示する。注意内容により, または2回連続注意を受けた団体は次回大会の出場資格を失うこともある。

## 7. その他

- (1) 大会参加に要する経費は参加団体の負担とする。
- (2) 参加手続き期限後の変更等は, 当日提出するチェックインシートにより受け付ける。
- (3) 納入された団体参加費は返却しない。
- (4) 東北大会への推薦・推薦辞退については, 出場申込書に必ず記入する。
- (5) 以下の点により, 出演順を宮城県協会事務局にて決定する。
  - ・構成メンバーが少ない順にプログラムを組むことを原則とする。
- (6) 参加団体の連絡責任者は参加団体連絡責任者会議に出席すること。
- (7) 本規定の主旨を変更することなく, 字句の加除訂正を実行委員会において行うことができる。

# バトントワーリング学校部門 審査要領 審査規定

## 1. 審査委員長・審査員・審判員

### (1) 審査委員長

- ① 審査委員長は1名とし、審査全般の最終確認を行うとともに審査審判を円滑に遂行する。
- ② 下記の規定を審査する。
  - ア. 実施規定1. 参加資格2. 構成と編成
- ③ 審判員より報告を受けた違反について最終判定を行う。

### (2) 審査員

#### 小学校の部 中学校の部 <バトン編成>

審査員は2名以内とし、全体的効果と作品完成度を総合的に審査する。

#### 高等学校の部 大学の部 <バトン編成>

審査員は2名以内とし、下記の項目を総合的に審査する。

- ア. 全体的効果
- イ. 作品完成度
- ウ. パフォーマンス
  - a, コンビネーション
  - b, バトントワーリング
  - c, ボディーワーク
  - d, ステージング

#### 小学校の部 中学校の部 高等学校の部 大学の部 <ポンポン編成>

審査員は2名以内とし、下記の項目を総合的に審査する。

- ア. 全体的効果
- イ. 作品完成度
- ウ. パフォーマンス
  - a, コンビネーション
  - b, ポンポン
  - c, ボディーワーク
  - d, ステージング

### (3) 審判員

審判員は罰則を判断した場合に赤旗を揚げ審査委員長に報告する。

- ① 審判員は2名以内とする。
- ② 審判員は下記の規定を審判する。
  - ア. 2. 構成と編成 3. 演技



## 2. 成績・成績判定・表彰

小学校の部

中学校の部

高等学校の部

大学の部

### (1) 成績

- ①全団体の演技終了後に各団体の点数を合計する。
- ②大会終了後、全団体の点数を講評とともに通知する。

### (2) 表彰及び東北大会への推薦

表彰 全参加団体に優秀賞を授与する。

東北大会への推薦について

第48回東北大会への宮城県からの出場推薦8枠のうち、学校部門に1枠を設ける。

推薦優先順位について（バトントワーリング一般部門，学校部門）

- ①一般部門については、各カテゴリーにおいて複数の団体が出場した場合は1位を推薦する。
- ②2位以下は全ての部門，カテゴリーの点数の高い順に順位を出し，枠数を東北大会へ出場推薦する。
- ③カテゴリーの中で1団体しか出場が無い場合は，上記②において推薦する。
- ④学校部門においては1団体のみ出場の場合でも東北大会に推薦され，複数の団体が出場した場合は1位を東北大会へ推薦し，2位以下は，上記②において推薦される。

# バトントワーリング一般部門 審査要領 審査規定

## 1. 審査委員長・審査員・審判員

### (1) 審査委員長

- ① 審査委員長は1名とし、審査全般の最終確認を行うとともに審査審判を円滑に遂行する。
- ② 下記の規定を審査する。
  - ア. 実施規定1. 参加資格2. 構成と編成
- ③ 審判員より報告を受けた違反について最終判定を行う。

### (2) 審査員

#### U-12の部

#### U-15の部

#### U-18の部

##### <バトン編成>

- ① 審査員は2名以内とし、下記の項目を総合的に審査する。
  - ア. 全体的効果
  - イ. 作品完成度
  - ウ. パフォーマンス
    - a. コンビネーション
    - b. バトントワーリング
    - c. ボディーワーク
    - d. ステージング

##### <ペップアーツ編成>

- ① 審査員は2名以内とし、下記の項目を総合的に審査する。
  - ア. 全体的効果
  - イ. 作品完成度
  - ウ. パフォーマンス
    - a. コンビネーション
    - b. 手具技術
    - c. ボディーワーク
    - d. ステージング

#### OPENの部

##### <バトン編成>

- ① 審査員は2名以内とし、下記の項目を総合的に審査する。
  - ア. 全体的効果
  - イ. 作品完成度
  - ウ. パフォーマンス
    - a. コンビネーション
    - b. バトントワーリング
    - c. ボディーワーク
    - d. ステージング

##### <ペップアーツ編成>

- ① 審査員は2名以内とし、下記の項目を総合的に審査する。
  - ア. 全体的効果
  - イ. 作品完成度

- ウ. パフォーマンス
  - a, コンビネーション
  - b, 手具技術
  - c, ボディーワーク
  - d, ステージング

### (3) 審判員

審判員は罰則を判断した場合に赤旗を揚げ審査委員長に報告する。

- ① 審判員は2名以内とする。
- ② 審判員は下記の規定を審判する。
  - ア. 2. 構成と編成 3. 演技 4. 器物

## 2. 成績・成績判定・表彰

**U-12の部**

**U-15の部**

**U-18の部**

**OPENの部**

### (1) 成績

- ① 全団体の演技終了後に各団体の点数を合計する。
- ② 大会終了後、全団体の点数を講評とともに通知する。

### (2) 表彰及び東北大会への推薦

表彰 全参加団体に優秀賞を授与する。

東北大会への推薦について

第48回東北大会への宮城県からの出場推薦8枠のうち、学校部門に1枠を設ける。

推薦優先順位について（バトントワーリング一般部門，学校部門）

- ① 一般部門については、各カテゴリーにおいて複数の団体が出場した場合は1位を推薦する。
- ② 2位以下は全ての部門，カテゴリーの点数の高い順に順位を出し，枠数を東北大会へ出場推薦する。
- ③ カテゴリーの中で1団体しか出場が無い場合は，上記②において推薦する。
- ④ 学校部門においては1団体のみ出場の場合でも東北大会に推薦され，複数の団体が出場した場合は1位を東北大会へ推薦し，2位以下は，上記②において推薦される。